改定内容対照表:日本生殖ホリスティック医療学会

(旧:日本レーザーリプロダクション学会) 会則

総則	改定前	改定後
_	会則名:	
	日本レーザーリプロダクション学会会則	日本生殖ホリスティック医療学会(旧:日本レーザ
		ーリプロダクション学会)会則
第1条	(名称):	
	第1条 本学会は、「日本レーザーリプロダクション	第1条 本学会は、「日本生殖ホリスティック医療学
	学会」という。英文表記は Japan Society for Laser	会(旧:日本レーザーリプロダクション学会)」という。
	Reproduction 略称を JaSLaR とし、設立日は平成 18	英文表記は Japan Society for Reproductive Holistic
	年4月2日とする。	Medicine 略称を JSRHM とし、設立日は平成 18 年 4
		月2日とする。
第 14 条	(学生会員):	
	第14条 学生会員は本学会の目的に賛同し、レー	第14条 学生会員は本学会の目的に賛同し、レーザ
	ザー医学に関心のある <mark>医学生</mark> で別に定める	ー医学に関心のある <mark>学生</mark> で別に定める
	手続きを経て理事会において承認された個人とす	手続きを経て理事会において承認された個人とする。
	る。学生会員は学術集会で聴講することができる。	学生会員は学術集会で聴講することができる。
第 50 条	_	新しく追加:
		第9章 学会名称改定
		(学会名称の見直し)
		第50条 本学会の名称は、学会活動および社会的状
		況に適合するよう、5年ごとに見直しを行うものとす
		る。名称変更が必要と判断された場合は、理事会の審
		議および総会の承認を経て改定を行う。